

給付金・見舞金支給事業見直しの取り組みと 現物給付（サービス給付）への転換施策について（案）

1. 見直しの取り組み

障害者や難病患者等の増加、また、高齢化、重度化が進むなか、限られた財源を有効に活用し、今後市が将来に向けて障害福祉サービスを維持し、さらなる充実を図っていくためには、一律に現金を給付する施策から対象者のニーズに合わせて現物給付（サービス給付）への転換が必要であると考えます。

2. 転換施策の考え方

- （1）国の障害保健福祉施策の法改正による障害者の範囲の拡大への対応
- （2）第3次障害者計画、第3期障害福祉計画における重点施策の推進
- （3）これまでの要望等をもとに、ニーズに合った施策の実施
- （4）国の難病患者に対する医療等に関する法律等の施行による指定難病の拡大への対応

3. 具体的な転換施策（案）

（1）障害者の社会参加を促進する施策

①重度障害者等タクシー助成事業の充実（対象者の拡大） 重度心身障害者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る必要があります。	
現 状	上肢障害、聴覚障害を除く身体障害者手帳 1 級又は 2 級、療育手帳 A を所持している方に、市指定のタクシーに乗車時、基本料金（初乗りタクシー乗車料金）年間 36 回分を限度として助成券を交付しています。（一人につき年 1 冊）
転換施策の考え方	法律に規定されている障害者であるにもかかわらず、対象となっていない重度精神障害者、難病疾患等のうち、重度（重症）と認定された方への拡大を考えています。

②移動支援事業の充実（サービスの拡充） 屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加への支援が必要です。	
現 状	3 歳以上で身体障害者（視覚、聴覚、下肢・体幹、内部）、知的障害者、精神障害者に該当する方（資格要件あり）で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出を支援しています。（ただし、通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、公序良俗に反する目的の外出を除きます。）
転換施策の考え方	現在、長期にわたる外出として認めていない就労移行支援、自立訓練（通所のみ）、就労継続支援の事業所への通所について、新規のサービス利用や事業所の変更により単独での通所に不安等を抱える障害者に、期間を設定した訓練としての利用、また、企業へのインターシップ等の短期の外出、通所支援がないことでサービス利用につながらない障害者への利用の拡充を考えています。

（2）障害者の地域移行促進に向けての施策

①地域生活移行支援事業の促進（新規） 精神病院での長期入院患者や施設での長期入所者に対し、地域の社会的資源を利用する機会を提供し、退院（所）のための支援及び退院（所）後の自立生活のための支援を行い、障害者の社会的自立を促進する必要があります。	
現 状	精神障害者については、大阪府の「地域相談支援マネージャー事業」により地域移行支援が進められてきましたが、平成 26 年度末で府の事業が廃止されるため、平成 27 年度からは、市において地域生活移行支援事業を実施（委託）する予定です。 なお、身体・知的障害者については、現在、地域移行の取り組みは実施できていない状況です。
転換施策の考え方	身体・知的障害者についても、地域生活移行支援事業の実施に向けての取り組みを考えています。

②グループホーム家賃補助の充実（対象者拡大） グループホームに入居する障害者に対し、家賃の一部を助成することにより、地域で共に暮らすことで自立生活を促進する必要があります。	
現 状	市内に身体及び知的障害者グループホームを設置する社会福祉法人に対し、入居している障害者（生活保護除く）の家賃を助成しています。 ※月額家賃の1/2を助成（上限15,000円）、国の助成対象者はその差額
転換施策の考え方	法律に規定されている障害者であるにもかかわらず、対象となっていない精神障害者及び市内のグループホームに入居する障害者への拡大を考えています。

（3）障害者の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを支える施策

①住宅改造助成事業の充実（対象者拡大） 在宅の重度障害者に住宅改造費を助成することにより、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるようにします。	
現 状	視覚、下肢、体幹もしくは脳原性運動機能障害で身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳Aを所持している方が居住する住宅の改造が必要であると市が認めた工事に係る費用の一部を助成しています。（助成の要件があります。）
転換施策の考え方	事業の対象となっていない身体障害者手帳3級を所持している下肢、体幹機能障害のある方への拡大を考えています。対象者数の増加が見込まれるため、助成額の上限を引き上げて対象者の拡大を考えています。

②相談支援事業の充実（サービスの拡充） 障害者、障害児の保護者又は障害者等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供等及び障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した生活、社会参加の促進を図る必要があります。	
現 状	市内の2事業所（身体・知的、精神）に相談支援事業を委託していますが、両事業所とも指定特定相談支援事業所の指定も受けており、平成24年4月の見直しにより計画相談支援の対象が障害福祉サービス等を申請した障害者等へ拡大し、その比重が大きくなっている状況です。
転換施策の考え方	市内には、身体、知的、精神の3障害すべての相談等を受けることができる事業所がないため、新しく市内の社会福祉法人に相談支援事業を委託し、専門職の配置による障害者への日常生活の総合的な相談等の充実を考えています。

③医療整備事業（新規） 重度障害者に対し、診療の機会を確保し、保健医療の向上、健康保持増進を図る必要があります。	
現 状	泉州圏域（高石市以南）においては、二次障害者歯科医療（※）圏が整備されていないため、障害者が障害の特性に応じて、安心安全な医療を、身近な地域の医療機関（施設）で受診できない状況です。 ※専門的設備と障害者歯科診療経験豊富な歯科医師、歯科衛生士により提供される障害者歯科診療
転換施策の考え方	一般の診療所において診療を受けることが困難な障害者を対象として診療事業の実施に向けて関係課等と連携して検討したいと考えています。